

平成28年度 栃木県中小企業外国出願支援事業二次募集案内

公益財団法人栃木県産業振興センターでは、栃木県内の中小企業者が外国への戦略的な特許出願等を行うための支援として、経費の一部を助成する事業を実施します。

募集期間

平成28年8月1日（月）～8月31日（水） 17：00 必着

助成対象者及び対象知財

- ・栃木県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を含む者）
 - ・地域団体商標に係る外国出願については、事業協同組合、商工会、商工会議所及びNPO法人
- ※本事業への申請時において日本国特許庁へ出願済みの案件で、かつ、交付決定日～平成29年1月末日の期間中に外国特許庁へ出願等の手続きが可能な特許・実用新案・意匠・商標・冒認対策商標が対象です

助成額

- ・助成率：助成対象経費の2分の1以内
- ・助成上限額：【特許出願】150万円、【実用新案・意匠・商標】60万円、【冒認対策商標】30万円
- ・1企業あたりの上限額：300万円（2案件以内）

助成対象経費

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	出願国への出願手数料（パリルート等で出願した該当外国の出願手数料/PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く）） WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など）
現地代理人費用 国内代理人費用	外国出願に係る国内代理人費用 外国出願に係る現地代理人費用 振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳料	翻訳に要する費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内容を請求書等に明記すること）
対象とならない費用	先行技術調査に係る費用 本補助金の申請書作成に係る代理人費用 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きに係る経費・審査請求料・登録料・維持年金など） PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料） 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料

提出書類

- ・申請書
- ・添付書類
 1. 登記簿謄本の写し
 2. 会社の事業概要（パンフレット等）
 3. 役員等名簿

4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等
5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
（PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））
6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）
7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）
8. 先行技術調査等の結果
9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し

申請方法

申請書（当センターホームページ <http://www.tochigi-iin.or.jp/index/6/4.html> よりダウンロード）に添付書類を添えて下記の申込み先まで郵送又は持参してください。

申請から交付決定までの流れ

8月31日（水）：申請書の提出締切

9月 中旬 ：審査会（申請者によるプレゼンテーションあり）

9月 下旬 ：交付決定（予定）

※申請された方には日程が決まり次第ご連絡いたします

その他

【審査会への出席】

9月中旬開催予定の審査会において申請者によるプレゼンテーション及びヒアリングを行いますので、必ずご出席ください。

【情報公開について】

審査の結果、採択となった案件については、事業者名等を当センターホームページ等で公開する場合があります。なお、機密情報に関する事項については公表いたしません。

お問い合わせ先・お申し込み先

公益財団法人栃木県産業振興センター

知的財産支援センター 担当：坪山・高井

〒321-3226

栃木県宇都宮市ゆいの杜 1-5-40

TEL：028-670-2617 FAX：028-667-9436

E-mail：chizai@tochigi-iin.or.jp